

1 市災害対策本部設置基準等

(1) 地震

体制区分	基準	配備人員
連絡配備	市内で震度4又は鉾田市、大洗町若しくは東海村のいずれかで震度4以上を記録したとき	防災・危機管理課
注意体制	市内で震度5弱を記録したとき ※避難者受入れ準備開始	各部・各班があらかじめ定めた人員（職員100名規模） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
警戒本部体制	市内で 震度5強 を記録したとき	各部・各班があらかじめ定めた人員（職員200名規模） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
災害対策本部体制	市内で 震度6弱以上 を記録したとき	大規模な災害に対して、災害応急対策が円滑に行える体制（全職員） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者

(2) 津波

体制区分	基準	配備人員
津波注意体制	茨城県で津波注意報が発表されたとき 予想津波高（0.2mを超え、1m以下）	防災・危機管理課、市民生活課、生活安全課、教育企画課、みとの魅力発信課 ・避難所指定動員 （常澄地区及び上大野地区）
災害対策本部体制第1	茨城県で 津波警報 が発表されたとき 予想津波波高（1mを超え、3m以下）	各部・各班があらかじめ定めた人員（職員100名規模） ・避難所指定動員 （常澄地区及び上大野地区） ・消防団第1、10、19、20、21分団
災害対策本部体制第2	茨城県で 大津波警報 が発表されたとき 予想津波波高（3mを超える以下）	各部・各班があらかじめ定めた人員（職員200名規模） ・避難所指定動員 （常澄地区及び上大野地区） ・消防団第1、10、19、20、21分団

(3) 風水害

体制区分	基準	配備人員
連絡配備	大雨、洪水等のいずれかの注意報が発表され、局地的な災害が発生するおそれのあるとき	防災・危機管理課
注意体制	大雨、洪水、暴風等のいずれかの警報が発表され、局地的な災害が発生するおそれのあるとき	各部・各班があらかじめ定めた人員 (職員100名規模)
警戒本部体制	・市内に局地的な被害が発生したとき又はその他の状況により主管副市長が必要と認めるとき ・主要河川の増水により、氾濫注意水位をさらに水位上昇が見込まれるとき 那珂川(水府橋での水位) 4.0m	各部・各班があらかじめ定めた人員 (職員200名規模) ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
災害対策本部体制	・台風の上陸や各種警報が発令された状況で、大災害が発生し、又は大災害の発生が予想されるとき ・主要河川の増水により、避難判断水位をさらに水位上昇が見込まれるとき 那珂川(水府橋での水位) 5.4m	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (全職員) ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者

※1 那珂川水府橋水位の水位基準

水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
3.0	4.0	5.4	5.8
防災・危機管理課、消防、消防団等が準備を始める水位	市民への注意喚起を始める水位	避難を呼びかける目安となる水位	・避難を呼びかける水位 ・氾濫の起こるおそれがある水位.

※2 避難を呼びかける基準

那珂川水府橋水位の目安	区分及び発令時の状況
氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測できる場合	高齢者等避難 ・高齢者や障害者など避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない状況 ・上記以外の方は、避難準備を開始
氾濫危険水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測できる場合	避難指示 ・人的被害が発生する危険性が高く、通常の避難行動ができる方が直ちに避難行動を開始しなければならない状況

※3 降雨状況による対応

1時間当たり 20mm以上(浸水、柳堤堰への対応等)

累積雨量 100mm以上(土砂災害、那珂川の水位上昇等への警戒等)

※4 過去の実績

	事象名等	総雨量 (mm)		水府橋水位 (最高) m	備考
		板室	水戸		
1	昭和 61 年 8 月台風 10 号	303.0	288.5	9.15	※流域平均 248 mm
2	平成 10 年 8 月停滞前線	741.0	98.0	8.43	※流域平均 330 mm
3	平成 23 年 9 月台風 15 号	181.0	168.0	8.54	※流域平均 213 mm
4	平成 24 年 5 月低気圧	265.0	106.0	6.71	※流域平均 181 mm
5	平成 27 年 9 月台風 18 号	408.0	89.5	7.15	※流域平均 246.9 mm
6	令和元年 10 月台風 19 号	242.0	141.5	9.84 過去最高水位	※流域平均 244.5mm

2 市災害対策本部の設置場所

設置場所 水戸市役所本庁舎

※代替施設は、消防局北消防署を第一候補とし、災害の状況に応じて市の公共施設の中から各種条件を総合的に判断した上で指定します。

3 本部員等への情報伝達

(1) 勤務時間中における連絡

- ・庁内放送、内線、庁内メール、又はMCA無線機で連絡します。
- ・庁内放送、内線、庁内メールが使用できない場合は、各部筆頭課等に配備しているMCA無線機により連絡します。

(2) 勤務時間外における連絡

- ・携帯電話、携帯メール、一般加入電話により、連絡します。
- ・上記が使用できない場合は、**参集基準に基づく自主参集にも御協力願います。**

なお、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、水戸コミュニティ放送等により伝達することも想定しています。

・携帯メールについては、状況に応じて、次のとおり配信する場合がありますので、御承知置き願います。

主なメール送信文	内容の解説
「災害対策本部員 参集」	本庁舎 4 階政策会議室に、本部員の参集となります。
「災害対策本部員 自宅待機」	本部員の参集する見込みがあるときに送信します。 なお、参集時には改めてお知らせします。
「災害対策本部員 参集する見込みなし」	担当部署において対応するとともに、被害がない場合等において、本部員を参集する必要がないときに送信します。

4 防災情報の発信

- ①テレビ、②ラジオ（水戸コミュニティ放送、茨城放送等）、③市ホームページ、④市メールマガジン、⑤SNS（Facebook, Twitter, LINE）、⑥広報車、⑦緊急速報メール、⑧防災行政無線（那珂川沿川 67 局）⑨防災ラジオ

5 地域の防災体制

(1) 人員体制

- ・市民センター職員
- ・避難所指定動員(※)
- ・学校関係者(避難所の運営)
- ・地区防災組織(地区会の役員, 町内会長など)
- ・災害動員名簿の職員(中学校体制・市民センター体制)

(2) 参集基準

災害時においては, 次の参集基準により, 安全管理を優先し, 地域の防災拠点である市民センターに集まります。

- ・地震の場合は, 震度5弱以上を市内で観測したとき
- ・洪水, 土砂災害, 津波などの災害については, 避難指示を発令するなど市の要請があったとき

なお, 洪水時の参集は, 那珂川の増水が大きな要因になります。

※避難所指定動員とは, 各市民センターの近隣に住む市職員をあらかじめ指定しておき, 災害時に迅速かつ円滑に各地区の防災体制を確立するための制度であり, 指名を受けた職員(避難所指定動員)は, 休日夜間等において, 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき等に各市民センターに直接参集し, 災害初動期の避難所運営をはじめとする地域防災に従事します。

また, 平常時においても各地区の防災訓練等に参加し, 地区会との連携を図ります。

注) 現在は, 新型コロナウイルスに感染のおそれがある状況下における避難所運営のため, 参集場所は小学校となっています。